

# 地域生活支援事業『移動支援事業』概要

## 1. 事業内容

移動が困難な障害者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。

## 2. 対象者

- (1) 全身性障害者(児)
- (2) 視覚障害者(児)

ただし、障害福祉サービスである「同行援護」の対象となる場合は、「同行援護」で支給決定いたします。

- (3) 知的障害者(児)
- (4) 精神障害者(児)
- (5) 高次脳機能障害者(児)

ただし、介護保険第1号の被保険者に該当する方は対象となりません。

※ 重度訪問介護で支給できる全身性障害者(児)の方は、重度訪問介護で移動を支援します。

※ 通院時の移動支援については、原則として介護給付費(通院等介助)で支給します。

※ 詳しい基準については、各保健福祉課へお問い合わせください。

## 3. サービス内容

利用者の状況により「身体介護なし」、「身体介護あり」のいずれかのサービスを受けることができます。

### 身体介護なし

目的地までの誘導、移動中の見守り及び促し、外出先での読み書き等

### 身体介護あり

身体介護なしのサービス内容と、それに付随した排泄・食事・車椅子の介助・安全確保のための手引(外出前の準備、帰宅直後の支援を含む)

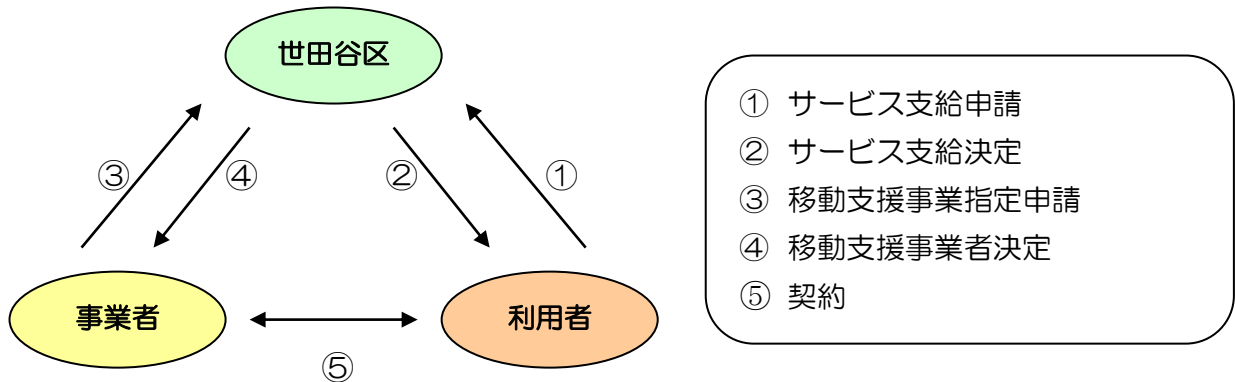
※詳細については、「世田谷区移動支援事業 手引き」をご覧ください。

## 4. 支給量基準

障害種類	支給基準時間数
全身性障害者	93 時間
視覚障害者、知的障害者 精神障害者	50 時間
高次脳機能障害者	50 時間
児 童	40 時間 (高次脳機能障害児は40時間) ※通学にかかる支援は、支給基準時間数のうち23時間 ※ <u>区外の特別支援学校</u> に通学(または通学を予定)する方は予めご相談ください。

## 5. サービスを受けるまでの流れ

「移動支援事業 サービス支給申請書」をお住まいの地域の保健福祉課に提出してください。支給決定後、「支給決定通知書」と「受給者証」を送付いたします。お手元に受給者証等が届きましたら、移動支援サービス提供事業者と契約を結んだ上でサービスを利用してください。  
※移動支援のサービスを行う事業者は事前に区の指定を受ける必要があります。すでに指定を受けている事業者については区ホームページの「世田谷区移動支援事業者一覧」をご覧ください。



## 6. 申請窓口・お問い合わせ先

●申請窓口（申請や支給決定に関するお問い合わせ先）

保健福祉課	電話	Fax
世田谷 総合支所 保健福祉センター保健福祉課	03-5432-2865	03-5432-3049
北沢 総合支所 保健福祉センター保健福祉課	03-6804-8727	03-6804-8813
玉川 総合支所 保健福祉センター保健福祉課	03-3702-2092	03-5707-2661
砧 総合支所 保健福祉センター保健福祉課	03-3482-8198	03-3482-1796
烏山 総合支所 保健福祉センター保健福祉課	03-3326-6115	03-3326-6154

●制度に関するお問い合わせ先

担当	電話	Fax
障害福祉部 障害施策推進課	03-5432-2414	03-5432-3021

区では「世田谷区移動支援事業 手引き」を作成しています。サービス料や利用者負担額、詳細なサービス内容については、区ホームページの手引きをご覧ください。